

令和3年度第3回調布市社会教育委員の会議 議事録

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会議は資料送付による書面会議として実施しました。

1 日時 令和3年8月31日（火）※書面会議の回答締切日

2 書面提出委員 10人

篠崎議長，宮下副議長，荒井委員，進藤委員，田村委員，西牧委員，新田委員，
福田委員，毛利委員，矢幡委員

3 議題

(1) 協議事項 調布市社会教育関係団体の登録（新規）について

(2) 報告事項

ア 令和3年度関東甲信越静社会教育研究大会東京大会第9回実行委員会について

イ 令和3年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第2回役員会・第2回拡大役員
会・第1回理事会について

※報告事項として予定していた，令和3年調布市公民館運営審議会第4回定例会は，
令和3年8月24日（火）午後2時から，西部公民館において開催予定でしたが，
緊急事態宣言を踏まえた調布市の対応方針に基づき，中止となりました。

4 議事録

(1) 協議事項 調布市社会教育関係団体の登録（新規）について(資料1)

○事務局からの説明文

資料説明のとおり（以下，説明の要約）。

社会教育関係団体の登録申請のあった，「タップダンスサークルP o p C h i p s（ポ
ップ チップス）」について，「調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則」に基
づき，委員意見を伺いたい。

提出のあった書類を確認し，また，代表者へ口頭で確認したところ「タップダンスサーク
ルP o p C h i p s」は同規則に規定する登録基準を満たしており，市における社会教育
の育成発展を図るものと判断し，登録に問題ないものと考えている。

なお，登録に問題がなければ，登録の有効期間は令和3年9月1日から令和5年5月31
日までとなる。

委員意見

○田村委員

登録基準をすべて満たしているので承認に問題はないと思う。

○毛利委員

協議事項の社会教育関係団体の登録に際し、規則を確認した。

規則では、活動の告知や結果の報告についての義務は無いようである。しかし、活動の支援をしているからには、何らかの告知や報告をいただいてもいいと思う。

今回の申請団体に限らず、各団体について、年に一回程度活動を報告していただき、それを市ホームページなどで公開することで、社会教育をさらに振興できるのではないかと考えた。

事務局回答

○全員一致で了承したことを確認した。よって、本団体を調布市社会教育関係団体として登録することとする。

○社会教育関係団体登録の目的は、「調布市における社会教育の育成発展を図るため」（調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則第1条）とあり、市は、登録団体が行う社会教育活動への支援をするという位置づけである。

調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の登録基準を満たし、申請が認定された団体に活動報告を義務化することは、その活動を監理・指導することになりかねず、市民の自主的、自律的な活動を支援する本来の目的から外れる恐れがあるため、現時点では行っていない。

登録団体名や活動を市ホームページなどで公開することに関しては、可能であると考えられるが、公開を望まない団体もある可能性がある。事前の確認等が必要となるが、現時点では行っていない。検討していきたい。

(2) 報告事項

報告事項ア 令和3年度関東甲信越静社会教育研究大会東京大会第9回実行委員会について（資料2）

○事務局からの説明文

資料説明のとおり。

報告事項イ 令和3年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会第2回役員会・第2回拡大役員会・第1回理事会について（資料3）

○事務局からの説明文

資料説明のとおり。

5 次回の会議日程

日時：令和3年11月9日（火）午後3時～

場所：教育会館301研修室（予定）